

「立科町がんばる地域応援事業交付金」の 事業概要

◆交付対象は、区・部落（自治会）、町内企業、
おおむね町民 10 名以上の団体・グループ単位です！

住民自らが創意工夫し、自主的で主体的な地域づくり活動を行う事業に対し町が支援し、地域活力の応援と魅力ある地域づくりを目指します。

交付金の対象となるのは次の事業です

- 1 住民の安心・安全な生活の確保に資する事業
- 2 住民福祉、住民支え合い事業
- 3 地域の魅力を活かした観光振興や産業振興事業
- 4 地域住民が触れ合うコミュニティ絆交流事業
- 5 地域の定住促進事業
- 6 美しい地域づくり（道路沿線の植栽や環境美化等）の事業
- 7 地域の担い手・人材を育成する事業
- 8 伝統・文化を継承する事業
- 9 その他町長が認める事業

※上記の事業は、次の要件のいずれにも該当するものとします。

- 1 社会又は不特定多数の者の利益につながるもの
- 2 波及効果や発展性が期待されるもの
- 3 計画や費用が実現可能で関係者の合意形成が図られているもの

事業の対象となる団体

交付金の対象となる団体は、区、部落自治会、町内企業及び概ね町民 10 名以上で構成され、町内で活動する団体です。

対象とならない事業及び経費

- 1 他の補助制度の対象となるもの
- 2 分担金、負担金の支出に限られる事業
- 3 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- 4 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
- 5 旅行、宴会等飲食が主となる事業
- 6 地域や団体で既に取り組んでいる事業
（付加価値により地域づくりに効果が期待できるものは除く）
- 7 団体の事務所等を維持するための経費
- 8 団体の構成員に対する人件費、謝礼
- 9 10 万円以上の備品の購入が事業の主となる事業

交付率及び限度額等

同一事業に対し、1 年から 3 年までは対象経費の 100 分の 75 以内で、75,000 円が上限。
4 年から 6 年までは対象経費の 100 分の 50 以内で、50,000 円が上限。

交付金を受けるには・・・(事務事業の流れ)

申請者
(区・部落・町内企業・各種団体)

「がんばる地域応援事業交付申請書」の提出
(申請用紙は、役場町づくり推進課に用意してあります。
立科町のホームページからもダウンロードできます。)

添付書類

事業計画書、収支予算書、区・部落以外は「団体確認書」

審査委員会で内容を審査し、事業を認定します。

団体へ「交付決定通知書」を送付

事業の実施

事業完了後、**実績報告書、請求書**の提出

(事業完了後速やかに)

添付書類

事業実績書、収支精算書、領収書の写し、写真等

実績報告書の審査後、交付金の振込

役場
(町づくり推進課)

★ポイント！

団体が行う、地域を元気にする活動「**地域づくり活動**」が対象になります。

◎1団体1事業が原則です。

◎町内全域を対象とした活動や、地元地域内を対象とした活動



例えば：活動の発表会や報告会の開催、名物料理の開発や試作、子育て支援、エコ活動、植栽・伐採、文化継承など

◎飲食費は、総事業費の20%以内なら認められます。

▼ **注意** 現在、ボランティア活動として行われている事業や、業者委託のみの事業は対象になりません。



例えば：草刈・清掃活動・雪かきなどの単独事業、整地等の委託工事のみの事業

申請用紙等は、町づくり推進課に用意してあります。また、立科町のホームページからもダウンロードできます。

※ 区・部落の申請については、各地域担当職員も相談に応じていますので、お気軽にお声がけください。